

全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループによる『2020年における全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発活動要点』の印刷・配布

近日、全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループが『2020年における全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発活動要点』（以下、「要点」という）を印刷・配布し、習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とし、党中央、国務院の決定・手配を貫徹実施し、『知的財産権保護の強化に関する意見』の要求に基づき、法により治め、取締と建設を結合させ、統括して協力し合い、社会全体で取り締まる原則を堅持し、部門・分野・区域を跨ぐ法執行の連動を促進し、法により権利侵害・模倣に関する違法な犯罪を厳重に摘発し、市場化、法治化、国際化のビジネス環境の最適化を推進することを要求した。

『要点』は2020年における全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発活動において、7つの方面・35項目の任務に関して次のような取り決めがなされた。**第一に、重点分野における取締と製品の監督管理を深化すること。**インターネット、農村と城郷結合部（都市と農村が交錯する地域）の市場、輸出入における権利侵害・模倣の摘発を強化し、外商投資企業の知的財産権保護を強め、重点市場、重点製品、郵便・速達便に対する監督管理を強化する。**第二に、知的財産権保護を強化すること。**商標の専用権及びその他商業標識権益の保護、専利紛争に係る行政判決と専利詐称行為への取締を強化し、著作権と地理的表示への保護を厳格化させ、植物新品種の保護と林草苗木市場の監督管理を強化し、ソフトウェアの正規版化を継続的に推進し、無害化廃棄を健全化させ、権利侵害と模倣品の税金に係る事件を調査処理する。**第三に、権利侵害・模倣に関する違法な犯罪を厳格に処罰すること。**刑事摘発の強度を高め、検察の職能を全面的に履行し、司法保護を深く推進し、法により権利侵害・模倣の重点業界と重点分野における事件の審判を強化する。**第四に、法制度の整備を推進すること。**法律・法規の整備を推進し、信用体系の確立、二つの法律の結合を促進し、考査評価のメカニズムを健全化させ、地域間の連携・連動を促す。**第五に、社会全体の共同取締の仕組みを構築すること。**情報公開を増強し、市場主体の責任を強化し、業界組織の役割を発揮させ、企業の知的財産権サービスを最適化し、権利保護への支援を強化しつつ、教育と誘導を継続的に展開する。**第六に、対外交流・連携を深化すること。**多国間・二国間の交流と協力を深く展開し、国境を跨ぐ法執行の連携を大いに強化し、企業による海外権利保護を支持する。**第七に、業務能力の向上を促進すること。**専門的能力を向上させ、情報化手段を運用し、系統的宣伝を強める。

添付資料：

『2020年における全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発活動要点』
の印刷・配布に関する通知

各省、自治区、直轄市及び新疆生産建設兵団の知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ、全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループの構成員へ

『2020年における全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発活動要点』を印刷・配布するので、真剣に貫徹実施してください。

全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ

2020年5月27日

2020年における全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発活動要点

2020年の全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製造・販売に関する摘発活動をうまく実施するために、習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とし、党の十九大と十九期第二回、三回、四回全体会議の趣旨を全面的に貫徹し、党中央、國務院の決定・手配を真剣に実施し、中国共産党中央弁公庁、國務院弁公庁が印刷・配布した『知的財産権保護の強化に関する意見』（中弁発〔2019〕56号）の要求に基づいて、法により治め、摘発と建設を結合させ、統括して協力し合い、社会全体で取り締まる原則を堅持し、部門・分野・区域を跨ぐ法執行の連動を促進し、法により権利侵害・模倣に関する違法な犯罪を嚴重に摘発し、市場化、法治化、国際化したビジネス環境の最適化を推進しなければならない。

一、重点分野における取締と製品の監督管理を深化すること。

（一）インターネットにおける権利侵害・模倣の取締を強化する。

インターネット市場の監督管理を強化し、服・靴・帽子、婦人幼児用品、老人用品、家電、消費類電子製品、自動車部品、装飾・内装材料、食品、化粧品等の消費品に重点を置き、インターネット上の権利侵害品・模倣品の販売、虚偽の広告と宣伝、虚偽の発注と信用度偽装等の違法行為を嚴重に摘発する。電子商取引分野における製品の品質に係る違法事件の調査・処理を深く推進し、重点時間帯における抜きうち検査と摘発を増強する。（工業・情報化部、公安部、商務部、税関総署、市場監督総局、インターネット情報弁公室、林業と草原局、郵政局は各自の職責によりそれぞれ担当する）

インターネット上の権利侵害品・海賊版を取り締まり、「劍網2020」特別活動を展開し、視聴作品、電子商取引プラットフォーム、ソーシャルメディア、オンライン教育等の分野における権利侵害品・海賊版を嚴重に摘発し、インターネットゲーム、インターネット音楽、知識共有等のプラットフォームの作品伝達秩序の規範化に注力する。大型ウェブサイトの著作権に対する重点的監督管理を強化する。電子商取引における専利に係る法執行・権利保護を展開する。（中央宣伝部、工業・情報化部、公安部、文化・観光部、市場監督管理総局、インターネット情報弁公室、知識産権局は各自の職責によりそれぞれ担当する）

インターネット企業への監督管理を強化し、ウェブサイトの届出、インターネット・プロトコル・アドレス（IPアドレス）、ドメイン等の基礎管理を継続的に強化し、法律法規に違反するウェブサイトの処置プロセスを整備し、インターネット通販のサードパーティープラットフォーム取引規則の届出管理を厳格化する。インターネット企業、特にインターネット取引プラットフォームによる主体責任の確定、長期的に機能する対応メ

カニズムの構築・整備を指導し、督促する。インターネット情報・コンテンツに係る法執行体系の構築を加速させ、インターネット上の権利侵害・模倣に関連する違法な情報を全面的に整理整頓する。(中央宣伝部、工業・情報化部、公安部、商務部、文化・観光部、市場監督管理総局、インターネット情報弁公室は各自の職責によりそれぞれ担当する)

電子商取引プラットフォームにおける知的財産権の行政保護・管理基準を研究・制定し、電子商取引プラットフォームにおける権利侵害・海賊版の取締制度を確立し、健全化する。(中央宣伝部、工業・情報化部、市場監督管理総局、インターネット情報弁公室、知識産権局は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(二) 農村と城郷結合部の市場への取締を展開する。

農村部における模倣・粗悪品への取締りを強化し、生産源、流通ルート、末端消費から多角度に取り組み、違法犯罪行為を厳重に摘発し、農村市場環境を浄化する。(公安部、農業農村部、商務部、市場監督管理総局、林業と草原局、郵政局、薬品监督管理局、知識産権局は各自の職責によりそれぞれ担当する)

農資模倣品摘発特別活動を集中的に展開し、種子、肥料、農薬、農用プラスチックシート、農機及びその部品等の模倣・粗悪品の製造・販売に係る違法犯罪行為を厳重に摘発する。(公安部、農業農村部、市場監督管理総局、最高人民法院、最高人民検察院は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(三) 輸出入における権利侵害・模倣の取締を推進する。

「清風」、「龍騰」活動を展開し、「一帯一路」沿線国と地域にフォーカスし、輸出入の双方向による監督管理を統括し、国境を跨ぐ権利侵害・模倣品の製造・販売に係る違法犯罪行為を厳格に摘発する。中欧貨物列車によって陸路で運輸する輸出入商品と越境EC商品への監督管理を増強し、輸出入ハイリスク貨物と重点航路への監督・コントロールを強化する。生産企業、日常用品・機電製品・電子製品等の重要商品を輸出する集散地及び大型専門市場への監督管理を増強し、国際展示会、交易会における知的財産権サービスと保護を強化する。知的財産権の税関での保護を強化し、特別法執行活動を展開する。海外駐在ビジネス機構と貿易促進委員会海外駐在代表処の機能を十分に発揮し、対外的コミュニケーション・協調と海外中資企業、事業者へのサービスと教育誘導を強化する。法により越境郵便・速達便への監督管理を強化する。企業による海外アフターサービスの強化、製品の販売ルートの浄化を推進する。(中央宣伝部、公安部、商務部、税関総署、市場監督管理総局、インターネット情報弁公室、郵政局、薬品监督管理局、知識産権局、貿易促進委員会は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(四) 外商投資企業の知的財産権保護を強化する。

法により営業秘密、商標の駆け抜け出願と商業標識の混同といった不正競争行為を調査・処理し、商標・専利権の侵害・模倣、インターネット上の海賊版による権利侵害等の違法な犯罪活動を厳格に摘発する。外商投資企業の知的財産権保護の現状調査を展開

する。(全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室が統括し、中央宣伝部、公安部、農業農村部、商務部、税関総署、市場監督管理総局、林業と草原局、知識産権局、最高人民法院は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(五) 重点市場の監督管理を強化する。

権利侵害・模倣事件が頻発し、問題が多く、影響が悪質である卸売市場、専門市場、自由市場に対して、法執行の強度を強め、経営者による違法な犯罪行為を法により厳格に調査・処理し、市場運営主体の責任を厳格に実行に移す。(市場監督管理総局が統括し、中央宣伝部、公安部、農業農村部、商務部、文化・観光部は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(六) 郵便・速達便における監督管理を厳格化する。

『郵政業郵便速達便安全監督管理弁法』を宣伝・貫徹・実行する。郵便・速達便企業による荷物の発送・受取の検査、実名化、機械を利用した安全検査の「三つの制度」の厳格な実施を督促し、発送・受取・検査のプロセスにおいて各種の権利侵害・模倣品に対する検査を強化し、郵便・速達便の発送・受取実名化に関する要求を厳しく実行し、郵便速達便の安全検査を強化し、規範化し、各種の知的財産権侵害と模倣粗悪品が郵送・速達ルートに流入することを厳格に防止する。(郵政局が担当する)

(七) 重点製品の監督管理を厳格化する。

生命健康、財産安全に係る重点製品をめぐり、監督管理と法執行を強化し、品質に係る違法行為を厳格に調査・処理する。模倣粗悪マスク、防護服等の防疫用品に係る違法な犯罪行為を断固として摘発する。重点分野における広告への監督管理を強化し、虚偽の違法広告を厳格に調査・処理する。(市場監督管理総局が統括し、関連部門は各自の職責によりそれぞれ担当する)

模倣粗悪薬品の製造・販売に関する違法行為を厳重に摘発し、事件の調査・処理を強める。法律・法規に違反して医療器械を経営・使用する行為への特別取締を展開し、『化粧品監督管理条例』の実施後に、化粧品に関する「オンラインの浄化とオフラインの生産源浄化」特別行動を展開する。(市場監督管理総局、薬品监督管理局は各自の職責によりそれぞれ担当する)

消毒製品に対する国家監督と抜き打ち検査を展開し、違法企業と不合格製品を適時に社会に公開する。インターネット上における消毒製品の届出巡回検査メカニズムを推進し、事件に対する調査・処理を強化する。(衛生健康委員会が担当する)

違法な模倣粗悪鉛蓄電池の生産販売を法により摘発する。(市場監督管理総局が統括し、生態環境部は職責により担当する)

車用燃料の監督管理を厳格化し、車用のガソリン・ディーゼルオイルの品質監督管理の強化に重点を置き、模倣・粗悪な車用オイル、不合格車用尿素の生産・販売及びディーゼル車汚染制御装置の偽装、不良品を良品に充てる行為を厳しく調査・処理し、無許認可の製油所とガソリンスタンドを厳格に摘発する。(公安部、生態環境部、商務部、

市場監督管理総局等は各自の職責によりそれぞれ担当する)

二、知的財産権保護を強化すること。

(八) 商標専用権及びその他商標標識権益の保護を強化する。

「鉄拳」特別行動を展開する。渉外商標、歴史のある商号の登録商標を重点として、商標専用権の侵害行為を法により厳しく重く摘発する。商標権の行政による保護の強化を指導し、商標の悪意による駆け抜け出願を抑制する。企業名称登記管理において、企業名称権と商標権への保護を強化する。不正競争禁止に係る法執行行為を展開する。商標権侵害の判断基準を制定する。(市場監督管理総局、知識産権局は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(九) 専利紛争行政裁決と専利に係る模倣行為への摘発を強化する。

電子商取引、ハイテク等の重点分野及び展示会、輸出入等の重点プロセスに対して、専利権侵害紛争行政裁決を強化する。重点分野における専利行政法執行を深化し、専利模倣に係る違法行為への摘発を強化する。(市場監督管理総局、知識産権局は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(十) 版權保護を厳格化する。

版權に関連した特別摘発活動を展開し、地域と部門を跨ぐ法執行の協力を整備し、一連の権利侵害・海賊版に係る重大・重要事件を集散的に調査・処理する。「秋風 2020」特別行動を展開し、オンライン・オフラインの違法な海賊版の出版物の販売行為を厳しく摘発する。印刷・複製・配布業界の監督管理を強化し、内部資料の性質を有する出版物の印刷・複製・発行の管理とリスクコントロールの体制を確立し、インターネット出版物の印刷・配布に対する整理を展開する。版權保護の早期警戒を深く展開し、春節聯歡晩会の番組、映画館の上映映画に対する特別保護を強化する。インターネット上における版權保護と発展大会を主催し、版權の秩序を規範化する。(中央宣伝部が統括し、公安部、工業・情報化部、インターネット情報弁公室、最高人民法院、最高人民検察院等は各自の職責によりそれぞれ担当する)

文化市場における知的財産権に係る法執行を強化し、インターネットショー、インターネット音楽、インターネットアニメ市場における規範化のための取締行動を深く展開し、知的財産権を侵害する事件を厳しく調査する。(文化・観光部が統括する)

(十一) 地理的表示の保護を強化する。

地理的表示の保護体系を健全化し、重点分野における地理的表示への保護と監督管理を強化し、地理的表示の権利侵害・模倣行為を厳しく調査・処理する。行政法執行の情報共有を推進し、地理的表示の保護の多元化共同管理を確立する。(市場監督管理総局、知識産権局は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(十二) 植物新品種保護と林草苗木市場への監督管理を強化する。

植物新品種権の侵害、植物新品種の冒認及び模倣粗悪種子・苗木製販事件への調査・処理を強化し、農業、林業植物新品種の権利侵害行為を厳しく摘発する。「農作物種子品質年」特別行動を展開し、遡及管理の実施を推進し、重点プロセス、重点地域、重点主体に対する監督管理を強化する。林草重点プロジェクトと苗木取引市場に重点を置き、全国林草苗木品質の抜き打ち検査と「双隨機（無作為な抽出検査、無作為な検査員派遣）」検査を展開し、林草苗木の生産、使用に対する全過程における監督管理を強化する。（農業農村部、林業と草原局は各自の職責によりそれぞれ担当する）

（十三）ソフトウェアの正規版化を継続的に推進する。

ソフトウェア資産の管理を強め、共同購買の範囲を拡大し、政府機関、中央企業と金融機関のソフトウェア正規版化の成果を固める。省直属の国有企業及び重要業界のソフトウェア正規版化を推進する。政府機関のソフトウェア正規版化に対する監督監査の全面カバーを推進し、企業、事業単位に対する検査を強化する。適格な第三者を雇ってソフトウェア正規版化活動を検査させ、検査結果を公表する。ソフトウェア正規版化と情報化建設の融合を促進する。（中央宣伝部が統括し、工業・情報化部、財政部、国家資産管理委員会、市場監督管理総局、国家機関事務管理局、知識産権局は各自の職責によりそれぞれ担当する）

（十四）無害化廃棄を健全化する。

権利侵害品・模倣品の無害化廃棄を増強し、権利侵害品・模倣品の廃棄登記、保管、承認、実行、監督等の手続きを健全化、規範化し、権利侵害品・模倣品の廃棄に係る主管部門と生態環境部門との情報共有と通報メカニズムを整備し、廃棄すべき物はすべて廃棄することを確実にする。各地が現地の環境無害化廃棄能力のある団体の目録を公表し、かつ定期的に更新するよう指導する。（生態環境部が統括し、税関総署、市場監督管理総局は各自の職責によりそれぞれ担当する）

各地が定期的に無害化廃棄を展開するよう調整し、組織する。（全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室が統括する）

（十五）権利侵害・模倣に関する税金に係る事件を調査・処理する。

権利侵害・模倣に関する税金に係る事件の手がかりの移送を強化し、関連する税收违法行為を厳格に調査・処理し、関連業界と分野における税收违法取締を展開し、権利侵害・模倣に対する処罰効果を強化する。（税関総署、市場監督管理総局は各自の職責によりそれぞれ担当する）

三、権利侵害・模倣に関する違法な犯罪を厳格に処罰すること。

（十六）刑事摘発を強化する。

情報偵察を整備し、手掛かりの研究判断と集約摘発を強化し、行政法執行と業界の監督・管理部門との連携効果を向上させる。民生、涉外、公共安全分野にフォーカスし、

重大で悪質な事件をめぐり、特別摘発活動を組織する。食品・薬品・環境と知的財産権に係る「崑崙 2020」特別活動を深く展開し、権利・侵害模倣犯罪を法により厳格に摘発する。(公安部が担当する)

(十七) 検察の職能を全面的に履行する。

一連の情状が重く、影響が悪質である権利侵害・模倣に関する犯罪事件を重点的に処理し、重点事件、新型事件への研究・指導と監督を強化する。食品薬品の安全に係る「四つの最厳格」の要求を実行に移すための特別行動を深い次元で継続的に推進する。立件に対する監督、検察による助言、違法行為の是正、抗訴等の多様な方法を通じて、法律監督を強化する。(最高人民検察院が担当する)

(十八) 司法保護を深く推進する。

法により権利侵害・模倣の重点業界と重点分野における事件の審判を強化する。知的財産権に関する民事、行政、刑事事件審判の「三合一(三つを一つに統合する)」改革を推進し、知的財産権に係る専門審判機構の全国における合理的な配置を更に推進する。繰り返しの権利侵害、悪意による権利侵害等の行為を法により厳しく摘発し、知的財産権侵害紛争の懲罰的賠償を法により適用し、権利侵害・模倣に関する犯罪行為を法により厳重に処罰する。(最高人民法院が担当する)

四、法律法規制度の確立を促進すること。

(十九) 法律法規の整備を推進する。

知的財産権の保護及び権利侵害・模倣の摘発に関する立法活動を推進し、著作権法、専利法、植物新品種保護条例、消費者権益保護法実施条例等の法律・法規の制定・改正を促進する。関連する司法解釈、政策の起案・制定を加速させる。(司法部、中央宣伝部、工業・情報化部、公安部、農業農村部、商務部、税関総署、市場監督管理総局、ラジオ・テレビ総局、インターネット情報弁公室、林業と草原局、郵政局、薬品監督管理局、知識産権局、最高人民法院、最高人民検察院は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(二十) 信用体系の建設を推進する。

権利侵害・模倣分野における信用情報の集積・共有を推進し、権利侵害・模倣に対する処罰等の情報を全国信用情報共有プラットフォームに導入し、法律・法規により「信用中国」ウェブサイト、国家企業信用情報開示システムを通じて開示する。(発展改革委員会、市場監督管理総局がそれぞれ統括する)

優位性信用機構が権利侵害・模倣及び製品の品質情報を統合・集積し、関連業界と分野の信用体系の建設に参加するよう推進する。(人民銀行、市場監督管理総局は各自の職責によりそれぞれ担当する)

政府購買に係る違法・信用失墜行為の記録の披露と懲戒処罰を強化し、政府購買市場主体の行為を更に規範化し、政府購買市場の秩序を維持する。(財政部が担当する)

速達業界の誠実信用体系の建設を加速させる。(郵政局が担当する)

商標の駆け抜け出願、異常専利出願行為に対する信用監督管理を強化する。(知識産権局が担当する)

(二十一) 行政と司法の結合を推進する。

行政法執行機関と司法機関との結合・協調を深化し、情報の共有、事件情状の通報、事件の移送制度を健全化する。全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販行為を摘発する行政法執行と刑事司法の結合に係る情報共有システムの役割を發揮し、事件情報の管理と応用を更に規範化する。(全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室、最高人民検察が統括し、中央宣伝部、公安部、農業農村部、文化・観光部、税関総署、市場監督管理総局、林業と草原局、薬品監督管理局、知識産権局、最高人民法院は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(二十二) 考査評価メカニズムを健全化する。

権利侵害・模倣に関する違法な犯罪活動の摘発を継続的に「平安建設(総合取締活動)」の考査評価体系に導入し、考査評価の指標を最適化し、地方政府の責任を明確化する。権利侵害・模倣が長期的に頻発する地域に対しては、通報、行政指導、「掛牌督弁」(上級政府と行政機関が公示等の方法で重要事件に対する取締りと是正の任務を期限付きで遂行するよう催促すること)等の方法を通じて是正を督促する。(中央政法委員会、全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(二十三) 地域間連携・連動を推進する。

北京・天津・河北、長江デルタ、広域珠江デルタ、シルクロード経済帯沿線地区の経験と実践をまとめて普及し、各省間の法執行協力に対する指導を強化し、地域間連携の範囲を広げ、地域と部門を跨ぐ共同会議を構築し、健全化させ、階層・地域・部門を跨ぐ法執行の連携を推進する。(全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室が統括し、中央宣伝部、公安部、農業農村部、文化・観光部、税関総署、市場監督管理総局、林業と草原局、郵政局、薬品監督管理局、知識産権局、最高人民法院は各自の職責によりそれぞれ担当する)

五、社会全体の共同取締仕組みを構築すること。

(二十四) 情報開示を強化する。

情報公開の主なチャンネルとしての政府ウェブサイトの役割を發揮し、法により権利侵害・模倣に関する行政処罰事件の情報を適時に開示する。事件情報公開管理制度を整備する。権利侵害・模倣の摘発活動に関する情報公開への監督と検査、状況の通告と考査評価を強化する。(全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室が統括し、中央宣伝部、農業農村部、文化・観光部、税関総署、市場監督

管理総局、林業と草原局、薬品监督管理局、知識産権局は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(二十五) 市場主体の責任を強化する。

市場主体の自己検査・是正、自己承諾、自己管理を指導・督促し、知的財産権侵害と模倣粗悪品の製造・販売を根絶する。市場主体の知的財産権に対する尊重と保護意識を向上させ、権利保護を強化する。電子商取引プラットフォームが権利者との連携を強化し、コミュニケーションと協調メカニズムを建設し、健全化することを奨励する。(全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室、中央宣伝部、農業農村部、商務部、文化・観光部、税関総署、市場監督管理総局、林業と草原局、薬品监督管理局、知識産権局は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(二十六) 業界組織の役割を発揮する。

関連社会組織の権利と責任を明確にし、法により自治し、役割を発揮することを支持し、業界研究、権益保護、信用評価等の活動を展開する。権利侵害・模倣の摘発に関する業界データ資源の管理体系の構築を推進し、政府による監督管理の強化のために技術支援を提供する。知的財産権サービス業を育成し、発展させ、第三者機構が知的財産権保護に参加することを奨励する。(全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室が統括する)

(二十七) 企業知的財産権サービスの最適化を図る。

弁護士等の法律サービス従業者が積極的に権利侵害・模倣の摘発活動に参加することを誘導し、知的財産権保護に係る法律サービスの水準を高める。(司法部が統括し、中央宣伝部、知識産権局等は各自の職責によりそれぞれ担当する)

知的財産権の紛争仲裁・調停組織の建設を強化し、専門化、職業化した調停員チームを育成する。(司法部、中央宣伝部、知識産権局、貿易促進委員会等は各自の職責によりそれぞれ担当する)

司法鑑定機構と鑑定者に対する管理を強化し、業務遂行行為を規範化する。(司法部が統括し、中央宣伝部、知識産権局、最高人民法院、最高人民検察院は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(二十八) 権利保護への支援を絶えず強化する。

通報・苦情申立への快速反応メカニズムを更に整備し、各種通報・苦情申立の窓口を整合する。権利保護支援サービスメカニズムの構築を深化し、大型展示会、重大活動における権利保護支援サービスを強化する。海外展示会における権利保護支援メカニズムを整備し、海外展示会の快速権利保護と国内の権利保護支援との連動メカニズムを構築する。(商務部、市場監督管理総局、知識産権局、貿易促進委員会は各自の職責によりそれぞれ担当する)

(二十九) 教育と誘導を継続的に展開する。

「法律普及は法執行の主体により行われる」責任制を貫徹実施し、法治宣伝教育を強

化し、権利侵害・模倣の摘発に係る法治宣伝を法律普及の責任目録に取り入れる。典型的事例をタイムリーに披露し、「事件をもって法律を解釈する」活動を積極的に展開し、効果的な誘導を実施する。専門家インタビュー、メディア解説活動を組織し、消費者の消費権利保護意識を向上させる。（全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室が統括し、中央宣伝部、司法部、市場監督管理総局、知識産権局は各自の職責によりそれぞれ担当する）

六、対外的交流・連携を深化すること。

（三十）多国間・二国間交流と連携を深く展開する。

経済貿易分野における知的財産権を議題とする二国間交渉と対話交流を展開し、中欧知的財産権協力プロジェクトを深く実施する。（商務部が統括する）

世界貿易機関、アジア太平洋経済協力、BRICS、「一帯一路」国家・地域との権利侵害・模倣の摘発における協力を積極的に推進する。（全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室、商務部、税関総署、市場監督管理総局、知識産権局は各自の職責によりそれぞれ担当する）

権利侵害・模倣の摘発分野における司法保護国際交流と協力を深化し、国際的取締規則の整備を推進する。（最高人民法院、最高人民検察院が担当する）

多国間・二国間の工商連携メカニズムを利用し、権利侵害・模倣の摘発分野における国際交流を推進する。（貿易促進委員会が担当する）

中国駐在大使館・領事館、国際組織の在中國機構との交流会を定期的で開催し、情報交換を強化する。（全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室が担当する）

（三十一）越境法執行連携を大いに強化する。

統括・協調の役割を発揮し、涉外知的財産権に係る法執行メカニズムを整備し、越境法執行の協調と重大事件処理に対する監督を強化する。（全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室が統括する）

国際刑事法執行における連携を深く推進し、重点事件をめぐって国を跨ぐ共同法執行活動を展開する（公安部が担当する）

知的財産権に係る税関保護の国際協力を深化し、国を跨ぐ税関共同法執行活動の展開を手配する。（税関総署が担当する）

（三十二）企業による海外権利保護を支持する。

知的財産権に係る早期警戒と権利保護支援情報プラットフォームの建設を強化し、海外知的財産権に係る権利保護支援ネットワークの形成を推進する。（商務部が統括する）

海外情報サービスプラットフォームの建設を強化し、海外知的財産権に係る紛争の対応指導を展開する。海外の重点展示会において中国企業知的財産権サービス拠点を継続

的に設置し、企業の「海外進出」に関するサービスを提供する。海外展示会における権利侵害防止のための管理体系を整備し、知的財産権の管理と紛争対応能力を向上させる。中国企業の海外における知的財産権保護に関する現状調査を展開する。（全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室、中央宣伝部、商務部、知識産権局、貿易促進委員会は各自の職責によりそれぞれ担当する）

七、業務能力の建設を促進すること。

（三十三）専門性を高める。

業務教育を展開し、業務指導を強化し、法執行行為を規範化し、法執行人員の業務水準と法による行政行為実施、法による事件処理の能力を高める。（全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室、中央宣伝部、公安部、農業農村部、文化・観光部、税関総署、市場監督管理総局、林業と草原局、薬品监督管理局、知識産権局は各自の職責によりそれぞれ担当する）

知的財産権に係る審判チームの革新化、正規化、専門化、職業化の建設を強化する。（最高人民法院が担当する）

一連の専門家型の知的財産権分野の検察人材を育成する（最高人民検察院が担当する）

（三十四）情報化手段を運用する。

インターネット、IOT、ビッグデータ、クラウドコンピューティング等の現代情報技術を利用し、技術モニタリングプラットフォームの構築を強化し、「インターネット＋監督管理」モデルの実行を模索し、権利侵害・模倣に関する違法な犯罪の手のかりの発見、収集、識別、追跡及び処置の能力を高める。統計制度を整備し、法執行データの統計と応用を促進し、状況の分析と研究判断を強化する。（全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室、中央宣伝部、公安部、農業農村部、商務部、文化・観光部、税関総署、市場監督管理総局、インターネット情報弁公室、林業と草原局、郵政局、薬品监督管理局、知識産権局は各自の職責によりそれぞれ担当する）

（三十五）系統的宣伝を強化する。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にフォーカスし、模倣マスク、防護服等の防疫用品の製造・販売に係る違法犯罪行為への摘発行動を大いに宣伝する。重要な時点で多種多様な特別宣伝活動を展開し、多言語の宣伝用品を作成配布する。国内外のメディアによる現場集中インタビューを組織し、活動の成果を集中的に報道させ、知的財産権保護、権利侵害・模倣の摘発活動に係る「中国の物語」を語らせる。（全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループ弁公室、中央宣伝部が統括し、関連構成員団体は各自の職責によりそれぞれ担当する）

出所先：

2020年6月4日付け全国知財権侵害及び模倣・粗悪品の製販の摘発に関する指導者グループウェブサイト

<http://www.ipraction.gov.cn/article/gzdt/ywdt/202006/313852.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。